## Canyon Friendship Club 会員規約

- 1、 Canyon Friendship Club(以下会員といいます。)とは合同会社 CANTIK(以下当社といいます。)の 定める約款(ホームページ記載)の内容を承諾の上、入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。
- 2、 会員登録は原則個人会員のみとし、同居の親族を登録運転者として申請できるものとする。
- 3、入会申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合には、入会を承認しない場合がある。
  - 1) 入会申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった時。
  - 2) 貸渡自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
  - 3) 反社会組織に属している又は関係者と認められるとき。
  - 4) 当社が会員として不適格と判断したとき。
- 4、 当社はレンタカーに関する基本通達に基づき貸渡簿に運転者の氏名・住所・運転免許証の番号を 記載する義務があるため利用申込の際に運転者全員の運転免許証の提示を求める。
- 5、 当社は入会を承認した者に対し、会員カードの発行を行う。その際会員は会員カードに要する金額を当社の請求に従い当社に支払うものとする。
- 6、レンタル毎に会員カードの提示を要する。
- 7、 会員カードの紛失、盗難、毀損した際、会員は速やかにその旨を当社に届けるものとする。会員は 再発行に要する費用として別途定める金額を当社に支払うものとする。
- 8、 会員は会員カードを本人以外に使用させることを禁止する。
- 9、 会員が退会する場合には当社へ届けること。退会時までに発生している貸渡料金、その他付随する費用の債務は当社に支払うものとする。
- 10、会員が次のいづれかに該当するときには、当社は会員に対し事前に通知又は催告することなく、 会員資格を取り消しを行うことができるものとする。
  - 1) 第4項のいずれかに該当することが判明したとき。
  - 2) 本約款(ホームページに記載)に違反したとき。
  - 3) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられたとき。
  - 4) 貸渡料金その他の債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否したとき。
  - 5) 他の会員に迷惑をかける行為(車内での喫煙、返却の延滞、車両の汚損、ごみの放置等)を行ったと当社が判断したとき。
- 11、会員が資格を取り消された場合、当該時点で発生している貸渡料金及びその他債務の一切を一括して弁済するものとする。